

青森県報

第四千四百六十七号

平成三十年
六月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同) ……二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉保険課) ……二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三
- 喀痰吸引等業務の登録……………(同) ……三
- 特定行為業務の登録……………(同) ……三
- 地方卸売市場の所在地の変更……………(総合販売戦略課) ……三
- 卸売業者の卸売業務を行う地方卸売市場の所在地の変更……………(同) ……四
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……四
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……四
- 公共測量の実施……………(監理課) ……四
- パーソナルコンピュータ賃貸借契約(平成三十年度)に係る一般競争入札……………(情報システム課) ……五

告 示

示

青森県告示第四百七十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
いとう整形外科・スポーツクリニック	八戸市東白山台二丁目三五の七	平成 三〇・三・三
みつばち薬局	青森市浪館前田三丁目二二の九	〃
けんこう調剤薬局	弘前市大字三岳町六の三一	〃
サンケア薬局湊高台店	八戸市大字新井田字二本杉一の二八	三〇・四・三〇
いちい薬局深浦町岩崎店	一 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四七の	〃

青森県告示第四百七十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	弘前市大字城東中央五丁目四の一D W I N G 一階	平成 三〇・四・一

難病指定	指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科	指定年月日
山本 洋平	氏名	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児科	平成三〇・四・二六

青森県告示第四百七十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

落合薬局	訪問看護ステーションライラック	いちい薬局深浦町広戸店	調剤薬局ツルハドラッグ弘前アルカディア店	サンケア薬局湊高台店	伊藤眼科クリニック	みつばち薬局	いとう整形外科・スポーツクリニック
十和田市穂並町一の一	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六二の一	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の三	弘前市大字扇町三丁目一の一	八戸市大字新井田字二本杉一の一八	青森市八重田四丁目二の一ラ・セラ東バイパスショッピングセンター一階	青森市浪館前田三丁目二二の九	八戸市東白山台二丁目三五の七
〃	三〇・五・一八	三〇・五・二	〃	〃	三〇・五・一	〃	三〇・四・一

氏名称又は名称	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日

青森県告示第四百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定
伊東 竜也	小林 明恵	濱端 久仁	高屋 誠吾	佐竹 美和	野呂 大輔	佐々木 英
弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	白山台くに眼科	医療法人雄心会青森新都市病院	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	医療法人整友会弘前記念病院
弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	八戸市東白山台二丁目三四の一六	青森市大字石江一字高間一〇九の一八	むつ市小川町一丁目二の八	むつ市小川町一丁目二の八	弘前市大字境関字西田五九の一
小児科	小児科	眼科、小児眼科	外科	内科	泌尿器科	整形外科
〃	〃	三〇・五・七	三〇・五・四	三〇・五・三	〃	三〇・六・八

医療法人仁泉会	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八一	訪問リハビリセンター	介護老人保健施設ハーランド	十和田市大字相模字高清水七八〇四五〇	平成三〇・七一
---------	--------------------	------------	---------------	--------------------	---------

青森県告示第四百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したため、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
	医療法人仁泉会	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八一	訪問リハビリセンター	介護老人保健施設ハーランド	十和田市大字相模字高清水七八〇四五〇	平成三〇・七一

青森県告示第四百七十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所	業務開始年月日	備考

〇二五〇〇六五	平成三〇・六一三	社会福祉会	弘前市大字坂市五三の三	ショートステイ長慶の里	弘前市大字坂市五三の三	平成三〇・六一三	短期入所生活介護
---------	----------	-------	-------------	-------------	-------------	----------	----------

青森県告示第四百七十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたため、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所	業務開始年月日	備考	
〇二〇二一三七	平成三〇・六一三	社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	松園ケアセンターイジラ・スカイ	三沢市松園町二丁目七の七	平成三〇・六一三	特定施設入居者生活介護

青森県告示第四百八十号

次の地方卸売市場の所在地について次のとおり変更があったため、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		開設者の名称	取扱品目の部類	変更年月日
		名称	所在地			
大畑町魚市場	地方卸売市場	名称	所在地	名称	部類	年月日
		大畑町魚市場	むつ市大畑町湊村一九五の二	むつ市	水産物部	平成三〇・四・一

青森県告示第四百八十一号

次の卸売業者の卸売業務を行う地方卸売市場の所在地について次のとおり変更があったので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	卸売業者
同組合 連合会	青森県 漁業協 同組合	住所	卸売業務を行う 地方卸売市場
三二 一丁目一 の	青森市安方	名称	取扱品目 変更年月日
町魚市場	地方卸売 市場大畑	所在地	
二	湊村一九五の	水産物部	平成三〇・四・一
むつ市大畑町 湊村地内	むつ市大畑町 二	平成三〇・四・一	

青森県告示第四百八十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表下前区域の項を次のように改める。

下前区域
下前漁業協同組合の地区

- 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業
- 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
- 3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
- 4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐるはえなわ漁業

5 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

青森県告示第四百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄一二の七 福澤 榮孝	三厩区域	三厩漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として 一本釣漁業	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として 一本釣漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩宇鉄二八の一 平井 恵吉	三厩区域			
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間三六の四 岡本 京一	三厩区域	三厩漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として 一本釣漁業	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として 一本釣漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間三七 川村 常道	三厩区域			

青森県告示第四百八十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(空中写真測量)

三 測量の期間

平成三十年五月十一日から同年九月二十八日まで

四 測量の地域

青森市地内

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約(平成三十年度)に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

平成三十年十月一日から平成三十五年九月三十日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資

格)又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に関係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

平成三十年七月二十四日 午後五時

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

平成三十年八月六日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 議会棟一階A会議室

平成三十年八月七日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされないと判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成三十年度の契約金額とする。ただし、平成三十一年度から平成三十四年度までの各年度の契約金額は落札価格に二を乗じた額とし、平成

三十五年度の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:00 a.m. August 7, 2018

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division
Department of Planning and Policies
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN

TEL 017-734-9160

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭